運　　営　　規　　程

（　プ　ラ　ン　タ　ン　Ⅳ　）

（事業の目的）

第１条　　有限会社バリーツウドウが開設するグループホームプランタンⅣ（以下「プランタンⅣ」という。）が行う認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るため、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に快適なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　プランタンⅣの従事者は、認知症要介護者の心身の特性を踏まえて、総合的に日常生活動作の維持や回復を図るとともに、生活の質の確保と向上を重視した集団生活が継続できるように、入居者を支援する。

　また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、良好な総合的サービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所等は、次のとおりとする。

⑴ 名　称　　グループホーム　プランタン　Ⅳ

⑵ 所在地　　旭川市２条通１６丁目５００－２

（職員及び職務内容）

第４条　　プランタンⅣに勤務する職員の職種・人数・職務の内容は、次のとおりとする。

⑴ 管理者………………ユニット毎に　１名（計画作成担当者と兼務できる）

管理者は、介護従事者の管理、入居希望者の入居にかかわる調整及び、事業所の運営管理と職員の指揮監督にあたる。

⑵ 計画作成担当者……ユニット毎に　１名（管理者と兼務できる）

計画作成担当者は、入居者の心身の状況に応じ、入居者に合った介護計画を作成し、日常生活をプランニングするとともに介護従事者を指導する。

⑶ フロアーマネージャー……ユニット毎に　１名

命ぜられたユニットの介護業務の実務の責任者とし、あわせて、国保連への保険請求事務、交替勤務表の作成及び経理事務の補助をする。

⑷ 介護従事者…………ユニット毎に　６名（夜間は夜勤者１名）

介護従事者は、入居者の生活全般の介助・支援・相談を行い、それらに付随するあらゆる業務を行う。

（入居定員）
第５条　　プランタンⅣの入居定員は、次のとおりとする。
⑴ユニット毎に９名（２ユニットで１８名）とする。

（事業の内容）
第６条　　事業の内容は、認知症の複数の要介護者に小集団の生活の場を提供し、日常生活に社会的な役割を与えながら、日常動作や体幹機能の訓練等を行うこととする。

（介護報酬・利用料等）
第７条　　入居者が負担する介護報酬及び利用料等は、次のとおりとする。
⑴ 介護報酬
　入居者が負担する介護報酬の額は、介護保険法の規定による介護保険負担割合証の割合に準ずる。
⑵ 利用料
　入居者が負担する利用料の額は次のとおりとし、利用者に説明し支払に同意する旨を利用契約書により承諾を受けるものとする。また、月の中途で入・退居する場合は、１日あたりの単価で日割計算する。※退去時は食費のみ日割り計算。

ア　食材費…………日額　　　１，５００円
イ　家賃…………１か月　　２５，０００円
　　　１日あたり単価　　　　　８３３円
ウ　水道光熱費……１か月　１０，５００円
　　　１日あたり単価　　　　　３５０円
エ　冬季加算（１０月～3月）　１０，０００円
　　　１日あたり単価　　　　　３３４円

２　前項のほかに、日用品代・通院時の医療費・交通費その他の費用負担について、入居の際に説明し負担について同意を得る。

（入居及び入居の際の必要事項）
第８条　　入居の際の必要事項は、次のとおりとする。
⑴ 入居希望者は、入居申込書により、必要書類を添えて事業所に申しこむ。
⑵ 面接・身上調査は、入居者本人及び身元引受人との面談により行うものとし、調査は、生活状況・家庭内状況・健康状況・経済状況について行う。
⑶ 前号の調査等を経た後、入居を認めた方に入居承認通知書を送り承認する。また、不適当と認めた方、又は空室がないときは入居不承認の通知をする。
⑷ 入居の承認を得た方は、次の書類を提出し、詳細について説明を受ける。
ア　利用契約書
イ　誓約書
ウ　身元引受書
エ　健康診断書
オ　その他管理者が必要と認めた書類

(5) 身元引受人は、原則として旭川市及び近郊に居住し独立の生計を営む者とする。ただし、未成年でない者とする。

2　身元引受人は、身元引受書を提出するとともに、入居者の通院・入院、退去、その他不測の事態が生じたときには適切な方法を講ずるなど、入居者とともに連帯してその責任を負う。

(利用契約の解除)

第9条　　利用契約の解約は、次のような場合とする。

(1) 利用者から、退去届が提出されたとき。

(2) 利用料が滞納となり、支払が不可能となったとき。

(3) 入居者の病状が悪化し、事業所での生活に著しく支障があると認められ、医師の診断により長期入院となったとき。

(4) 入居時に、虚偽の届出をして入居したとき。

(5) 前各号のほか、事業所での生活が不適当と認められたとき。

(緊急時の対応)

第１０条　介護従事者等は、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置をするとともに、管理者に報告しその指示に従う。

(非常災害時対策)

第１１条　介護従事者等は、非常災害が発生したとき、ただちに管理者に報告し指示を受けるとともに、公共機関及び医療機関等との連携を密にして、入居者の安全確保に努める。

(研　修)

第１２条　事業所は、介護サービスの質的向上を図るため、次により、職員に研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修

(2) 採用後３か月研修

(3) 随時研修

(秘密の保持)

第１３条　介護従事者等は、職務上知りえた入居者及び家族の秘密を他に漏らすことはない。

ただし、事業所は利用者のための介護計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される担当者会議等での活用目的、もしくは救急時の医療機関受診時等で医療機関その他居宅介護支援事業者等の必要な機関に対し利用者と利用者の家族又は身元引受人の情報を第三者に提供する場合があります。

2　前項の秘密保持のため、従業員在職のとき及び従業員でなくなった後も秘密の保持を担保させるため、誓約書を採用時に提出させる。

(その他)

第１４条　この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（規程の改廃）
第１５条　この規程の改廃は、役員会の議を経て、代表取締役が行う。

（虐待防止に関する事項）
第 16 条　事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について当該事業所従業者等に周知徹底を図る。
(2)　虐待の防止のための指針を整備する。
(3)　当該事業所従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
(4)　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置く。
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附　則
１　この規程は、平成１７年　9月１５日から施行する。
改定　:　第７条のイ　家賃１５，０００円　平成２０年１０月１日より施行。
改定　:　第７条のウ　水道光熱費５，０００円　平成２１年４月１日より施行。
改定　:　第７条のイ　（共益費を含む）を削除　平成２３年７月１日より施行。
改定　:　第７条のイ　家賃２２，０００円　平成２４年５月１日より施行。
改定　:　第 7 条（1）介護報酬 1 割相当額または 2 割相当額　平成 27 年 8 月 1 日より施行
改定　:　第 7 条（1）“介護保険負担割合証に準ずる”　平成 30 年 8 月 1 日より施行
改定　:　第 7 条（2）　家賃の価格変更、冬季加算新設　2019 年 6 月 1 日より施行
改定　:　第 7 条（2）　食材費の価格変更　2022 年 8 月 1 日より施行
改定　:　第 7 条（2）　水道光熱費・冬季加算の価格変更　2023 年 5 月 1 日より施行
改定　:　第 16 条　高齢者虐待防止の推進　2024 年 4 月 1 日より追加
改定　:　第 7 条（2）　食材費・水道光熱費の価格変更　2025 年 1 月 1 日より施行
改定　:　第 16 条　虐待防止に関する事項　2025 年 6 月 11 日より変更